

令和8年度

羽村市の農業振興及び農地保全に関する意見書

羽村市長 橋本 弘山 様

羽村市農業委員会

会 長 石田 正弘

令和8年6月16日

日頃、本市の農業振興に御尽力を賜るとともに、本農業委員会の活動・運営につきましても格別なる御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、我が国の農業を取り巻く環境は、人口減少や高齢化による経営継承の困難性、農産物価格の低迷、気候変動への対応など、極めて厳しい状況にあります。加えて、中東情勢の緊迫化やエネルギー・食料資源の国際的な不安定性から、燃料高騰や農業資材の不足が生じており、産業全体にも先行きの不確実性が増しています。

本市の農地保全の状況を見ますと、令和４年にほとんどの生産緑地が特定生産緑地に移行し、平成３０年に施行された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」（以下「都市農地貸借法」という。）に基づき、生産緑地の貸借が活発に行われるようになりました。これは、農地の保全と流動化を図る上で一定の成果が得られているところです。

一方で、本市においても全国的な課題と同様に、担い手の減少・高齢化、相続による農地の宅地化、夏季の高温環境への対応など、多くの課題が山積しており、今後も安定的で持続可能な農業経営の確保と優良農地の保全が急務となっています。

つきましては、農業委員会等に関する法律第３８条の規定に基づき、下記の事項について意見書を提出いたします。市長におかれましては、本意見書の内容について十分ご検討いただき、第三次羽村市産業振興計画の策定及び令和９年度以降の施策・予算に反映いただきますようお願い申し上げます。

記

１ 多様な担い手への支援や補助事業の拡充・対象拡大について

「第六次羽村市長期総合計画前期基本計画」に基づき、令和８年度実施計画において認定農業者への支援が掲載されております。「農業経営強靱化事業」や新たな事業である

「未来に残す農地プロジェクト」の実施は、規模拡大や経営安定を図る認定農業者に対し、極めて有効であると認識しております。

しかし、市内の認定農業者は 12 経営体 21 人とどまっており、今後の本市農業の維持・発展を図るためには、認定農業者への支援にとどまらず、援農ボランティア、親元就農者、新規就農者など、農業に多様な形での参画を求め、様々な担い手を確保するための包括的な施策の展開が必要です。

特に、認定農業者並びに準認定農業者的な位置付けにおける施策対象の拡大、農業後継者クラブへの支援など、段階的かつ多段階的な支援体系の構築をお願い申し上げます。

2 小規模農業者への支援拡充について

本市農業者のうち農産物販売金額が 300 万円未満の農業者が全体の 85% を占めており、大多数がいわゆる認定農業者要件を満たさない小規模農業者です。これらの農業者が本市の重要な農業労働力であり、地産地消の推進と農地保全に重要な役割を果たしております。

本市農業者の大多数が羽村市農業団体協議会に加入し、農業を継続し、地産地消を推進するためには、これら小規模農業者の継続した経営を支援することが不可欠です。加えて、小規模農業者は、経営規模は小さいながらも、一人もしくは少人数で懸命に耕作を行っているケースが多く、昨今の夏季の高温環境下においては熱中症の危険性が高まっています。小規模農業者への経営支援と併せて、夏季繁忙期における暑熱対策（休憩施設の整備、空調服の導入支援など）に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

あわせて、羽村市農業団体協議会の活動を支援することで、小規模農業者相互の連携・情報共有体制の強化をお願い申し上げます。

3 農産物直売所の安定的な運営並びに学校給食への地場産野菜供給支援について

本市の農産物の半分以上が農産物直売所へ出荷・販売されており、農産物直売所は本市農業者の重要な販売拠点であり、地産地消推進の中核施設となっています。

しかし、人件費や光熱水費等の運営費の高騰により、利用料金を条例上の上限である15%まで引き上げた現在においても、指定管理者による直売所の運営が赤字となっている状況にあります。このような赤字運営下では、農業者や消費者向けの新規事業の展開が困難となり、運営の硬直化が進み、さらなる赤字増加につながる負のスパイラルに陥る危険性があります。

つきましては、直売所の安定的かつ継続的な運営を確保するための財政的支援の拡充、並びに施設整備・機能強化への支援をお願い申し上げます。

また、羽村・瑞穂地区学校給食センターの地場産野菜使用率は都内でも最高水準となっており、本市農業と学校給食の連携は全国的にも注目される施策です。しかし、給食野菜出荷者の高齢化と後継者不足により、今後の継続的な供給に課題が生じております。

このような状況を鑑み、給食出荷農業者の育成・支援、並びに給食出荷体制の強化に向けた支援施策の構築をお願い申し上げます。

4 獣害対策の強化について

獣害対策は、農業の持続性を脅かす重大課題であり、予防・捕獲・環境整備を総合的に推進する必要があります。

本市におけるアライグマやハクビシンの対策については、箱わなを活用した捕獲が行われ、一定の成果が見られておりますことは感謝の限りです。しかし、現状では獣害が依然として多く発生しており、根本的な解決には至っていません。

加えて、近年はアライグマやハクビシンといった中型獣害に加え、ネズミやカラスなど小型鳥獣による被害も深刻化しており、一自治体の対応では根本的な解決が困難な状

況にあります。

つきましては、東京都等の広域自治体との連携を強化し、野生動物の個体数調整（捕獲）体制の充実強化及び広域的な実施体制の構築や多摩地域の連携体制の構築、獣害被害状況の継続調査と対策効果の検証などの措置をお願い申し上げます。

5 農地保全及び相続税納税猶予制度に対する要望

本市を含む都市農業地域においては、土地の相続税評価額が高く、農地相続が発生するたびに、農地の減少や細分化が進む傾向にあります。

さらに問題となるのは、相続税の支払いのために農地を譲渡した場合、譲渡所得税が課税されることにより、更に広い面積が農地として失われていくという二重の負担構造にあります。

都市農地の減少を抑止し、農地保全を図るため、納税猶予を受けたまま貸借が出来る都市農地貸借法のPRを行うとともに、現行の相続税納税猶予制度の拡充はもとより、譲渡所得税に対する軽減措置の導入について、国に対し要望書の提出をしていただきますようお願い申し上げます。

6 農業委員会事務局体制の強化

本農業委員会事務局は、事務局長以下全職員が産業振興課農政係との兼務体制となっており、農業振興施策から各種農業団体への対応、さらには森林に関する事務まで、多岐にわたる業務を限定的な人員で処理しているのが現状です。

加えて、農業委員会事務局の業務は、3年に一度行われる農地相続税納税猶予の継続証明手続きや都市農地貸借法に基づく農地貸借の手続きなど、年々増加しており、事務負担が急増しています。

一方、本市の農業者の多くが高齢であり、デジタル化への対応が進みにくい現状にあ

ることから、事務局体制の強化においては、IT 化のみでの対応は困難です。

つきましては、農業委員会事務局について、専任職員の配置など組織体制の強化を図り、農業委員会の機能強化及び迅速な行政サービス提供の体制整備をお願い申し上げます。

以 上